

建設コンサルタント等に係る登録業種や登録地区の追加について

独立行政法人都市再生機構

新たに測量法等に基づく登録をしたこと等により登録業種の追加を希望する場合や、登録地区の追加を希望する場合には、次の書類を提出してください。

○ 登録業種の追加を希望する場合

1 提出書類

- (1) 競争契約参加資格審査申請書変更届…【様式1】
- (2) 建設コンサルタント等登録業種追加申請書…【様式2-1~3】
- (3) 追加希望業種に係る技術者経歴書…【様式3】
- (4) 追加希望業種に係る法律上必要とする登録証明書等

申請者が測量法（昭和24年法律第188号）第55条の8第1項による書類の写し若しくは建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第7条第1項、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第7条第1項又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条第1項による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認を受けた現況報告書の副本の写し（抜粋ではなく副本全体）を提出すれば、(3)の書類の提出を省略することができます（ただし、追加希望業種が各登録規定に定める登録部門の範囲内である場合に限ります。）。また、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書（様式3）を提出してください。

- (5) 委任状…【様式5】 ※行政書士等による代理申請の場合に必要となります。
- (6) 受理票…【様式6】 ※郵送の場合、63円切手を貼付したはがきに送付先を記入

2 建設コンサルタント等登録業種追加申請書（様式2-1~3）の記入要領

- (1) 「業者コード」は、当機構から認定を受けた際の業者登録番号7ケタを記入してください。
- (2) 「1 追加希望業種に係る登録を受けている事業」

追加希望業種区分に係る登録を受けている事業（建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタントについては、建設省告示の登録規程による登録をいいます。）について、登録年月日を2桁数字（例：令和元年10月1日→01 | 10 | 01）で記入してください。なお、**追加希望業種に係るもの以外は記入しないでください。**

- (3) 「2 建設コンサルタント及び補償コンサルタントの登録部門」

(2)において建設コンサルタント又は補償コンサルタントの欄に登録年月日を記入した場合、登録を受けている部門について、次表の登録部門に対応する番号に「○」印を付してください。

建設コンサルタント業務					
番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
1	河川、砂防及び海岸・海洋	2	港湾及び空港	3	電力土木
4	道路	5	鉄道	6	上水道及び工業用水道
7	下水道	8	農業土木	9	森林土木
10	水産土木	11	廃棄物	12	造園
13	都市計画及び地方計画	14	地質	15	土質及び基礎
16	鋼構造物及びコンクリート	17	トンネル	18	施工計画、施工設備及び積算
19	建設環境	20	機械	21	電気電子
補償コンサルタント業務					
番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
22	土地調査	23	土地評価	24	物件
25	機械工作物	26	営業補償・特殊補償	27	事業損失
28	補償関連	29	総合補償		

(4) 「3 追加希望業種に係る年間平均実績高及び登録希望地区」

- ① 「直前2年度分決算」、「直前1年度分決算」及び「直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、追加登録を希望する業種区分についてのみ記入してください。
- ② 「直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高（両決算の合計を2で除して得た額であり、千円未満を四捨五入したもの）をそれぞれいいます。
なお、決算が1事業年度1回の場合には、「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」の各欄のうち右側欄のみ記入してください。
- ③ 各々の金額については、消費税を含まない額とします。
- ④ 「登録希望地区」欄については、追加希望業種区分に係る登録を希望する地区の欄に○を記入してください。

[注1] 追加希望業種区分については、「別表1 業種区分」を参照してください。

[注2] 追加希望業種の年間平均実績高については、当初の申請において提出された業種区分との合計額が損益計算書に基づく実績高を超えない範囲で認定します。そのため、申請した年間平均実績高全額が審査対象となるわけではありません。

(5) 「4 有資格者数（人）」

該当する資格等について、審査基準日現在における該当職員数を記入してください（各欄の数字は右詰めとします。）。なお、一人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。ただし、一人で同一種類である「1・2級」又は「士・士補」の両方の資格を有している場合は、上位のもののみ計上してください。

〔注1〕技術士「建設部門」

- ・ 選択科目が（土質及び基礎）以外の人数を「建設部門」欄に、そのうち、（ ）書きの科目を選択科目とする人数（建設部門の内数）をそれぞれ（ ）の欄に、（土質及び基礎）を選択科目とする人数（建設部門の外数）を「地質調査」欄に記入してください。

〔注2〕技術士「環境部門」

- ・ 技術士「環境部門」の総数を「環境部門」欄に、そのうち、（自然環境保全）を選択科目とする人数（環境部門の内数）を（自然環境保全）欄に記入してください。

〔注3〕技術士「応用理学部門」

- ・ 選択科目が（地質）の人数を「地質調査」欄に記入してください。それ以外の場合は記入不要です。なお、〔注1〕により「地質調査」欄に記入する人数がある場合は、合算した人数を記入してください。

〔注4〕RCCM

- ・ RCCMの資格者総数を「RCCM」欄に、そのうち、（ ）書きの専門技術部門の人数をそれぞれ（ ）の欄に記入（RCCMの内数）してください。

(6) 「5 営業所の所在地」

追加希望業種区分に係る登録を希望する地区に対応する本店又は支店等営業所（希望地区に複数の営業所等がある場合には、常時契約を締結する営業所を1つ選択してください。）について、次のとおり記入してください。

- ① 「所在地」の丁目、番地は「-」（ハイフン）を用いて記入することにより省略してください。
- ② 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ左詰めで記入することとし、市外局番、市内局番及び番号は、それぞれ「-」（ハイフン）で区切って記入し、（ ）（カッコ）は用いないでください。FAX番号を持っていない場合は、「なし」と記入してください。
- ③ 追加希望業種区分の登録希望地区が既に登録している業種と同地区での登録となる場合及び登録を希望しない地区については、記入しないでください。

例) 当初、「東日本」、「中部」地区で「補償」の業種で登録した後、追加で「中部」地区において「調査」の業種を登録する場合

業種 \ 地区	東日本	中部	関西	九州
補償	○	○		
調査		●		

このような場合には「5 営業所の所在地」の記載は不要です。

○ 登録地区の追加のみを希望する場合

1 提出書類

- (1) 競争契約参加資格審査申請書変更届…【様式1】
- (2) 建設コンサルタント等登録地区追加申請書…【様式4-1・4-2】
- (3) 委任状…【様式5】 ※行政書士等による代理申請の場合に必要となります。

(4) 受理票…【様式6】 ※郵送の場合、63円切手を貼付したはがきに送付先を記入

2 建設コンサルタント等登録地区追加申請書（様式4-1・4-2）の記入要領

- (1) 「業者コード」は、当機構から認定を受けた際の業者登録番号7ケタを記入してください。
- (2) 「登録希望地区」欄については、登録を希望する地区の欄に○を記入してください。
- (3) 「営業所の所在地」

登録を希望する地区に対応する本店又は支店等営業所（希望地区に複数の営業所等がある場合には、常時契約を締結する営業所を1つ選択してください。）について、次のとおり記入してください。

- ① 「所在地」の丁目、番地は「-」（ハイフン）を用いて記入することにより省略してください。
- ② 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ左詰めで記入することとし、市外局番、市内局番及び番号は、それぞれ「-」（ハイフン）で区切って記入し、（ ）（カッコ）は用いないでください。FAX番号を持っていない場合は、「なし」と記入してください。
- ③ 既に登録している業種の登録地区と同地区での登録となる場合及び登録を希望しない地区については、記入しないでください。

例) 当初、「補償」の業種で「東日本」、「中部」地区を登録、「調査」の業種で「東日本」地区を登録した後、追加で「調査」の業種を「中部」地区で登録する場合

業種 \ 地区	東日本	中部	関西	九州
補償	○	○		
調査	○	●		

このような場合には「営業所の所在地」の記載は不要です。

○ 提出方法

別表2の宛先に、郵送又は持参にて提出してください。郵送宛先には変更を希望する審査年度を記入してください。

なお、手続等についてご不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

以上

別表1 業種区分

業種区分	主 な 業 務 内 容
測 量	測量
土質調査	土質調査
建築設計	建築関係建設コンサルタント業務のうち設計に係るもの（都市計画、団地計画、意匠、構造、積算、機械、電気、汚水処理施設、設計意図伝達等）
建築監理	建築関係建設コンサルタント業務のうち工事監理に係るもの（監督等）
土木設計	土木関係建設コンサルタント業務のうち設計に係るもの（鋼構造コンクリート、河川、道路、施工方法、施工設備、下水道、造園、都市計画、地方計画、積算、換地設計等）
土木監理	土木関係建設コンサルタント業務のうち工事監理に係るもの（監督等）
補 償	補償関係コンサルタント業務（物件・権利調査、事業関連調査、不動産鑑定、登記手続等）
調 査	建築・土木関係建設コンサルタント業務のうち上記以外のもの（事業の計画又は工事の施工に関する調査、検討等）

別表2 受付本部等

文書郵送方式の場合

郵送宛先及び問合せ先	<p>【令和6年4月26日（金）以前】 〒860-0806 熊本市中央区花畑町12-24 熊本フコク生命ビル4階 独立行政法人 都市再生機構 令●●●コンサルタント審査担当（変更を希望する審査年度を記入） 電話 096-288-1652（持参等によるご来訪はご遠慮願います。）</p> <p>【令和6年4月27日（土）以降】 〒860-0804 熊本市中央区辛島町5番1号 日本生命熊本ビル12階 独立行政法人 都市再生機構 令●●●コンサルタント審査担当（変更を希望する審査年度を記入） 電話 096-288-1652（持参等によるご来訪はご遠慮願います。）</p>
------------	--

文書持参方式の場合

申請者の本社（店）の所在地 （対応する都道府県）	登録地区	持参受付本部等		備考
東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、新潟、富山、石川、山梨、秋田、山形、宮城、岩手、福島、青森、北海道	東日本地区	本社	〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー（総合受付） 電話045-650-0189（会計課）	左記いずれの本部でも受付を行います。
		東北震災復興支援本部	〒970-8026 福島県いわき市平字田町120 ラトブ7階 電話0246-38-8179（経理課）	
		東日本都市再生本部	〒163-1315 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー15階 電話03-5323-0679（経理課）	
		東日本賃貸住宅本部	〒163-1382 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階 電話03-5323-2574（調達管理課）	
愛知、静岡、岐阜、三重	中部地区	中部支社	〒460-8484 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル18階 電話052-238-9113（経理課）	
大阪、京都、滋賀、福井、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、香川、徳島、愛媛、高知	関西地区	西日本支社	〒530-0001 大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階 電話06-4799-1035（調達管理課）	
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、沖縄	九州地区	九州支社	〒810-8610 福岡市中央区長浜2-2-4 九州支社2階 電話092-722-1017（経理課）	

- 1 東日本地区に登録した場合、本社から東日本賃貸住宅本部まですべてに登録されます。
- 2 各登録地区における業務の対象区域は、それぞれの登録地区に対応する都道府県です。
- 3 手続等について不明の点は、資格審査担当（電話 096-288-1652）にお問合せ願います。